

コロナ禍からみんなで豊橋のまちを守る
条例（仮称）について

健康部 健康政策課

目 次

- 1. 条例制定の背景・必要性・・・・・・・・・・ 1
- 2. 条例の骨子・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

1. 条例制定の背景・必要性

新型コロナウイルス感染症によるコロナ禍は、外出自粛や、学校の休業など、社会に大きな影響を与えています。また、感染や偏見、差別により心身の健康を害する人がいる一方で、医療現場で治療に当たる人など、様々な市民が、コロナ禍の影響を受けています。

こういった状況において、市民の生命・健康を守り、人権を保護し、地域経済に及ぼす影響を減らすなど、コロナ禍の影響を少しでも減らしていく必要があります。市はこれまで様々な施策を実施してきました。

まだまだコロナ禍の収束が見通せない中、長期的な展望を持って、市が実施する新型コロナウイルス感染症に対する施策の総合的な推進を図っていく必要があります。そこで、市民が安心して生活できる社会を守るため、市の新型コロナウイルス感染症対策の施策の基本を定める本条例を制定するものです。

2. コロナ禍からみんなで豊橋のまちを守る条例(仮称)の骨子

(1) 目的

この条例は、新型コロナウイルス感染症に係る施策について、基本事項を定め、総合的に推進するとともに、市民の生命・健康の保護、地域経済に及ぼす影響の最小化を図り、市民が安心して生活できる社会を守ることを目的とする。

(2) 責務

(ア) 市の責務

- 新型コロナウイルス感染症に係る施策を的確かつ迅速に実施する。
- 必要な知識の普及及び適時かつ適切な情報の発信をする。

(イ) 市民・事業者の責務

- 市の施策に協力する。
- 市民は、手指衛生、社会的距離の確保等の対策を行い、予防への注意を払う。
- 事業者は、指針を遵守し、必要な措置を講じる。

(3) 施策

市は、援護を要する人や重症化の危険性が高い人に適切な配慮をする中で、次に掲げる施策を実施する。

- 物資及び資材の確保
- 相談、検査、診療、入院その他の保健医療体制の整備
- 子どもたちの豊かな学びと育ちの支援
- 地域経済活動の維持
- 風評、誹謗中傷等による被害の防止

(4) 新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症に係る施策を総合的に推進するため、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置する。

(5) 人権の尊重

新型コロナウイルス感染症の患者・その関係者、医療関係者をはじめ誰に対しても、り患やそのおそれ、感染症対策が不十分なこと等を理由に、不当な差別的取扱い、誹謗中傷、プライバシーの侵害等を行うことを禁止する。

(6) 施行時期

公布の日